

毒物・劇物販売業各申請（届）書の提出部数及び記載上の注意

	書 類	提出部数	記 載 上 の 注 意	
登 録	登 録 申 請 書 (手数料 16,900円)	1	1 該当する業態を○で囲みます。 2 所在地がビルの場合、ビル名まで記載します。 3 申請者が法人の場合、印は、登録された代表者印を押します。	
	添 付 書 類	1 店 舗 の 概 要 図	1 直接現物を取り扱わない店舗にあっては、概要図は不要です。 2 直接現物を取り扱う場合は、事務所と保管場所がどの位置にあるかを赤字で明示します。	
		2 登 記 事 項 証 明 書 (申請者が法人の場合)	1 法人の目的の中に、毒劇物の販売に関する業務の記載があることが必要です。 2 6ヶ月以内に発行されたものが有効です。	
		取 扱 責 任 者 設 置 届	1	1 業務の種類は、一般販売業・農薬用品目・特定品目販売業の区別を記載します。 2 登録番号、登録年月日は記載しないでください。 3 資格は、法第8条第1項の第何号に該当するかを記載します。 同項第3号に該当する場合には、試験合格の区別（一般・農薬用品目・特定品目）を併記します。
	申 請	添 付 書 類	1 資 格 証 明 書	1
2 証 書			1	取扱責任者が申請者（法人の場合を含む）に雇用されている場合
3 診 断 書			1	1 診断事項には「精神機能の障害については、明らかに該当しない」こと「麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒ではない」ことが必要です。 2 診断年月日から3か月以内のものが有効です。
4 宣 誓 書			1	取扱責任者が自署します。
(5 誓 約 書)			(1)	視覚、聴覚又は音声機能若しくは言語機能の障害により、毒物劇物取扱責任者の業務を行うに当たって必要な認知、判断及び意志疎通を適切に行うための措置を講じることが必要な者を設置したときのみ提出します。
登 録 更 新 申 請	登 録 更 新 申 請 書 (手数料 7,400円)	1	1 該当する業態を○で囲みます。 2 登録年月日は、有効期間の始まりの年月日を記載します。	
	添 付 書 類	登 録 票	1	1 登録票を紛失等のため添付できないときは、登録更新申請書の「備考欄」にその旨を記載します。 2 有効期間終了の2か月～1か月前に申請してください。
変 更 届		取 扱 責 任 者 変 更 届	1	取扱責任者設置届を参照
		添 付 書 類	1	取扱責任者設置届を参照
		変 更 届 書	1	1 変更事項には具体的な内容（名称、所在地、構造設備等）を記載します。 2 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については変更の事実のあった年月日）を記載します。 3 この届書は、変更してから30日以内に提出します。
	添 付 書 類	1 必 要 書 類 (登記事項証明書等)	1	変更内容（変更前後）が確認できる書類
		2 概 要 図	1	構造設備をどのように変更したか（変更後）がわかる図面
廃 止 届		廃 止 届 書	1	廃止の際に現に所有する毒物劇物に関する項目は必ず記載してください。
	添 付 書 類	登 録 票	1	この届書は、廃止してから30日以内に提出してください。登録票を紛失等のため添付できないときは、登録更新申請書の「備考欄」にその旨を記載します。

☆ 更新の通知はしませんので、忘れないよう有効期間終了日より1か月前までに申請してください。

問合先 大田区保健所生活衛生課医薬担当 〒143-0015 大田区大森西 1-12-1 大森地域庁舎6階

TEL 03-5764-0692 FAX 03-5764-0711